

- ▶ ヒアリングにおいて意見表明について多様な意見が寄せられたことや、都では既に実施している取組があることも踏まえ、既存事業の活用と新たな仕組みの構築を併せて検討
- ▶ 専門部会では、以下の3つの視点で検討を進め、提言を取りまとめ
 - 視点① 新たな仕組みの構築
 - 視点② 既存の取組の有効性を高める方策
 - 視点③ 既存の取組と新たな仕組みの役割分担

<p>子供の権利擁護に係る環境整備</p>	<p>【現状・課題】 「子供の権利擁護専門相談事業」において弁護士や学識経験者による専門員相談を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談者は、児童相談所が関わる子供を含むすべての子供、親族、施設や学校などの関係者 ・ 相談内容は、児童福祉に関する内容に限らず、子供の権利に関する相談全般に対応 ・ 児童相談所が関わる子供については、電話相談のほか、子供の権利ノートのはがき、一時保護所に設置している困りごと相談用紙での相談が可能 ・ 専門員は相談者と面接を行い、必要に応じて事実関係の調査や関係機関との調整活動を行うほか、児福審（既存部会）への諮問が可能（※諮問実績なし） ・ 子供本人が児福審に申立てをする仕組みとはなっていない <p>【専門部会における検討の方向性】 子供の権利擁護専門相談事業の継続を基本としつつ、子供本人が児福審に申し立てることができる体制を整える（視点①）</p>
<p>意見表明等支援事業 ※努力義務</p>	<p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一時保護所、児童養護施設、児童自立支援施設（施設等）では、第三者委員が子供の意見聴取を実施 ・ 一時保護や措置の決定時に子供の意見表明等を支援する仕組みはない ・ 国が想定するすべての意見表明等支援の場面に新たな人材（意見表明等支援員）を配置することは、担い手・受入体制の両側面から困難な見通し <p>【専門部会における検討の方向性】 意見表明等支援員の配置については、現在子供の意見表明を支援する仕組みがない場面を優先し、既に支援の取組がある場面においては、既存制度の有効性を高める方策を検討していく</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 措置決定に関し、意見表明等支援員を導入（視点①） ・ 意見表明等支援員の導入については、まずは対象を限定してモデル的に開始し、効果検証を踏まえて都全域に拡大（視点①） ・ 児童福祉審議会への本人申立て時に、意見表明等支援員を活用できる体制を整備（視点①、視点②） ・ 施設等の日常生活の場面における、第三者委員による意見表明等支援を促進（視点②、視点③）